



廃 第 1 7 1 0 号
平成 2 9 年 1 月 2 5 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 (1) 被処分者

住 所 東京都板橋区高島平五丁目 1 9 番 5 号
名 称 株式会社セイコウ
代表取締役 今田 孝明

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 0 1 9 1 0 6 号
許可年月日 平成 2 4 年 1 月 3 1 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(3) 処分年月日 平成 2 9 年 1 月 2 5 日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社セイコウは、平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日に東京都知事から法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを受けた。

この事実により同社は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 1 4 条 第 5 項第 2 号イ (法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当する者) に該当した。

2 (1) 被処分者

住 所 千葉県野田市なみき一丁目 2 9 番地 9
名 称 田中 千太郎

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 2 9 9 4 6 号
許可年月日 平成 2 3 年 1 0 月 6 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(3) 処分年月日 平成 2 9 年 1 月 2 5 日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

田中千太郎については、同人の政令で定める使用人が、平成24年3月5日に松戸簡易裁判所において刑法第204条(傷害)の罪により罰金50万円の刑を受け、同月27日に刑が確定し、同日に刑の執行が終わった。

この事実により、田中千太郎は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ホ(個人で政令で定める使用人のうちに同号イ(法第7条第5項第4号ハに該当する者)に該当する者のあるもの)に該当した。

3 (1) 被処分者

住 所	千葉県千葉市緑区あすみが丘東二丁目1804番地62
名 称	江澤建材興業株式会社
	代表取締役 江澤 俊彦

(2) 許可内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可の番号	第01200001701号
許可年月日	平成25年2月25日
事業の区分	収集・運搬(積替・保管を除く。)

(3) 処分年月日 平成29年1月25日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

江澤建材興業株式会社については、同社の役員が、平成27年7月14日に千葉簡易裁判所において刑法第208条(暴行)の罪により罰金10万円の刑を受け、同年8月8日に刑が確定し、同日に刑の執行が終わった。

この事実により同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ(法人でその役員のうちに同号イ(法第7条第5項第4号ハに該当する者)に該当する者のあるもの)に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 吉橋

TEL 043-223-2684

廃 第 1 7 6 3 号
平成 2 9 年 1 月 2 5 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 及び第 1 5 条の 3 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 (1) 被処分者

住 所	千葉県白井市河原子字天神前 2 9 4 番地
名 称	株式会社京葉リサイクル 代表取締役 横山 良行

(2) 許可内容

ア 許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可の番号	第 0 1 2 0 0 0 4 0 6 6 0 号
許可年月日	平成 2 3 年 6 月 3 0 日
事業の区分	収集・運搬 (積替・保管を除く。)
イ 許可の種類	産業廃棄物処分業
許可の番号	第 0 1 2 2 0 0 4 0 6 6 0 号
許可年月日	平成 2 3 年 7 月 8 日
事業の区分	破碎による中間処理
ウ 許可の種類	産業廃棄物処理施設設置
許可の番号	1 2 - 5 - 2 - 6 6
許可年月日	平成 1 2 年 9 月 2 9 日
施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設
エ 許可の種類	産業廃棄物処理施設設置
許可の番号	2 0 - 1 - 3 4 2
許可年月日	平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日
施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設

(3) 処分年月日 平成 2 9 年 1 月 2 5 日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社京葉リサイクルは、平成28年12月19日に千葉地方裁判所佐倉支部において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ）に該当した。

また、同社は法第15条の3第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ）に該当した。

2 (1) 被処分者

住 所 千葉県千葉市中央区院内一丁目18番13号三矢四番館3階
名 称 三矢木材株式会社
代表取締役 永田 秀樹

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200163971号
許可年月日 平成23年12月15日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 平成29年1月25日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

三矢木材株式会社については、同社の役員が、平成24年7月27日に千葉簡易裁判所において法違反（法第16条の2違反 不法焼却）により罰金30万円の刑を受け、同年8月23日に刑が確定し、同日に刑の執行が終わった。

この事実により同人は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第2号に規定する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの）に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課
監視指導室 木内 吉橋

TEL 043-223-2683